

社会福祉法人東近江市社会福祉協議会は仕事と育児を両立する 職員を積極的にサポートします！

会長からのメッセージ

次代を担う子どもの健やかな成長を支援していくためには、職員が仕事と育児、介護、地域活動といった生活とのワーク・ライフ・バランスを実現することが必要になります。そのためには、全職員がこのような認識を持って職場環境を改善していくことが大切です。特に出産という大きなライフステージを迎える女性が、安心して仕事と子育ての両立を図るためには、職場の理解が不可欠です。また、子育てを担う男性も女性をサポートして、ともに協力しながら子育てを行うことが求められます。そのため、職員が仕事と子育てを両立するための制度を理解し、子育て職員が制度を利用しやすい雰囲気づくりに職場全体で取り組みます。

育児休業制度は、男女を問わず、子育て職員が利用できる休業制度です。女性職員は100%育児休業を取得していますが、男性職員については極めて低い水準にあります。社会全般において女性の一層の活躍が期待されている中で、男性が積極的に育児に参加することは、女性の就業継続や能力の発揮のためにも重要です。

そこで、育児休業制度の必要性など意識改革を図るとともに、育児休業などを取得しやすい環境整備に引き続き取り組み、男性職員の育児休業などの取得を促進します。

～本会の目標～

男性の育児休業・出生時育児休業取得率30%以上、平均1か月以上
女性の育児休業取得率100%

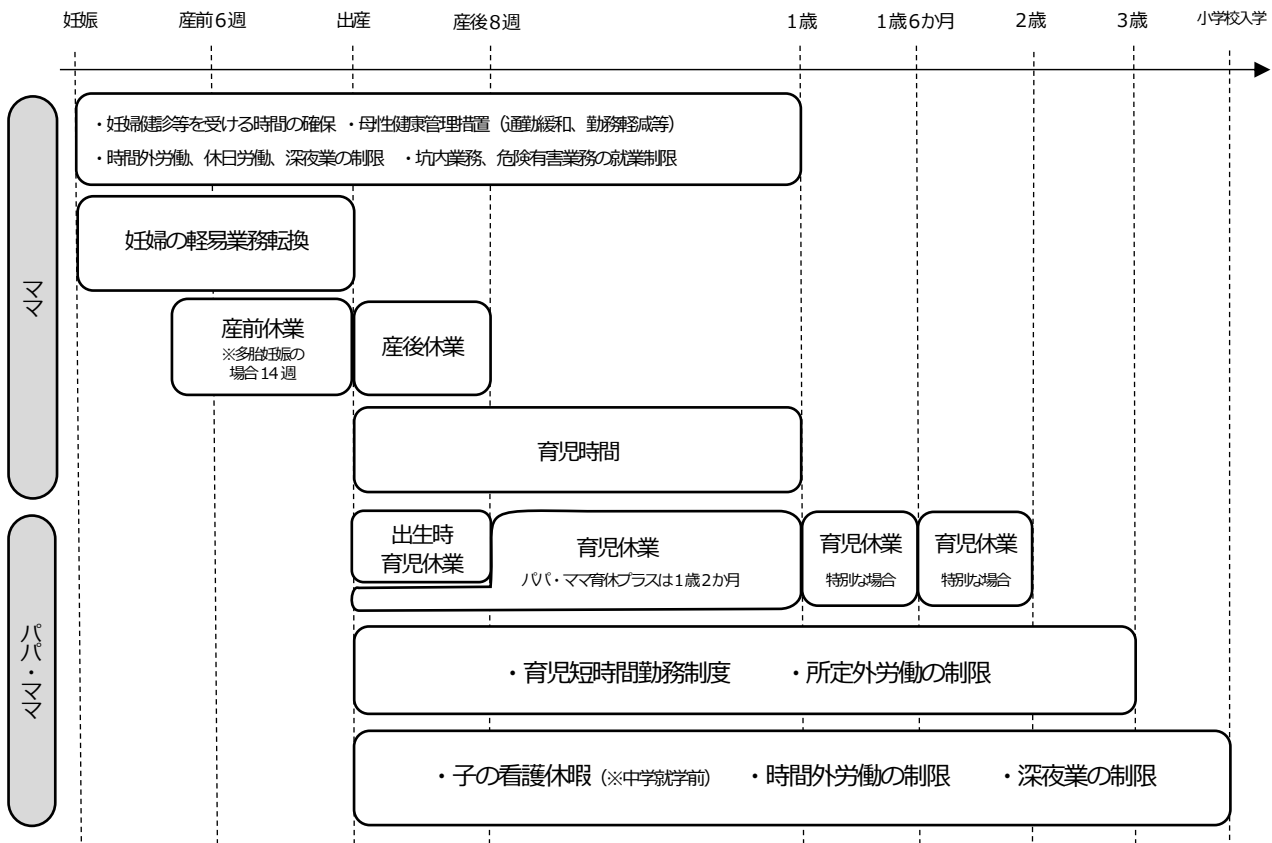
育児休業、出生時育児休業を積極的に取得してください！

そのために、

- 仕事と家庭の両立及び育児休業・産後/パパ育休に関する相談窓口を設置します！
- 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした方に対し、個別に制度を周知するとともに育児休業・出生時育児休業の取得の意向を確認します！

育児休業、出生時育児休業以外の両立支援制度も積極的にご利用ください！

仕事と育児の両立支援制度概要



制度に関するお問い合わせ、申し込み先

総務課 人事給与係(電話 0748-20-0502 I P 0505-802-9070)